

入札説明書

契約責任者

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・

郵便局ネットワーク支援機構

総務部長 安藤 高明

◎ 項目及び構成

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約責任者
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格の欠格事項
- 5 入札者に求められる義務等
- 6 入札書に記載方法及び提出等
- 7 秩序の維持
- 8 開札
- 9 落札者の決定
- 10 契約書の作成
- 11 その他

別冊 仕様書

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）における入札公告（令和6年5月27日付）に基づく入札については、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」という。）等関係法令等によるほか、この入札説明書による。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
総務部長 安藤 高明

2 調達内容

(1) 件名

郵便局でのポスター掲出の委託

(2) 内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和6年7月23日（火）11:00

機構会議室

(5) 入札説明会の開催

ア 入札説明会の日時及び場所

令和6年6月20日（木）11:00

Microsoft Teams（チームズ）を使用し、オンラインで開催予定。

イ 入札説明会に参加しようとする者は、入札説明会参加申込書を令和6年6月19日（水）14:00までにメール、FAXのいずれかの方法により下記5(2)に示す場所に提出すること（FAXの場合は送信後に着信確認の連絡をすること。）。

3 競争参加資格

総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を有する者であること。

4 競争参加資格の欠格事項

次の事項に該当する者は、上記3の資格を有していても、競争に参加する資格を有しない。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過

していないもの。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ その他、機構に損害を与えた者
 - キ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更正手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
- (4) 総務省又は他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中である者。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団集団等及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）
- (6) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (7) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有する者
- (9) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (10) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を**令和6年7月16日(火) 11:00 までに**下記(2)に示す場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(**期限厳守**のこと。郵送の場合は令和6年7月12日(金)までに必着のこと。)

- ・ **競争参加資格審査結果通知書の写し 1部**
- ・ **下見積書 1部(適宜様式)**

提出された書類等を審査の結果、当該役務を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。

なお、提出した書類等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

(2) 提出場所

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
総務部会計課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階

電話 03-5472-7103 FAX03-5472-7169 メール kaikei@yuchokampo. go. jp

6 入札書の記載方法及び提出等

(1) 入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は当機構所定の様式（別紙）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

A 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

B 入札金額には、当該役務に係る一切の諸経費を含めること。

(イ) 件名

上記2（1）に示した件名とする。

(ウ) 年月日

上記2（4）入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

(エ) 入札者の氏名及び押印等

入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

(2) 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア 入札場所において入札する場合は、入札書を入札箱に投函する。

イ 郵便（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）による場合は、上記（1）により作成し、入札書を封筒に入れ封印し、その表面に初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と順に回数を記載し、かつ入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び『令和6年7月23日開札「郵便局でのポスター掲出の委託」』と記載しなければならない。また、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、開札日の前日までに上記5（2）に示す場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 代理権限を有する者による入札

ア 法人が入札者である場合において、法人の代表者以外の者（当該法人の役員又は従業員である者に限る。）を本件入札に関する代理権限を有する者（以下「代理人」という。）として入札書の入札者欄に記載するときは、法人の名称又は商号、代表者の役職（例：代表取締役社長）及び氏名に加え、「代理人」の文字並びに代理人の役職（例：〇〇支店長、〇〇部長等）及び氏名を記載し、代理人が押印するとともに、入札日時又は入札書の提出日時までに、当該代理人が本件入札に関する代理権限を有することを証明するための代表者から代理人に対する委任状を提出しなければならない。

い。

なお、個人が入札者である場合において、当該個人以外の者（当該個人に雇用されている者に限る。）を代理人として入札書の入札者欄に記載するときも同様とする。

イ 入札日当日に入札書を入札箱に投函する者については、法人が入札者である場合は当該法人の代表者またはその代理人以外の者であっても、また、個人が入札者である場合は当該個人またはその代理人以外の者であっても、入札書を投函する者に対する委任状は要しない。

ウ 入札者又はその代理人は、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（４）入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書

イ 入札・開札日に提出されなかった入札書（ただし、遅れた理由が機構にある場合を除く。）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

カ 同一の者により提出された２通以上の入札書

キ 入札書が郵便で差し出された場合において上記（２）イに定める記載のない入札書

ク 記載事項が不備な入札書

（ア）入札金額が不明確な入札書

（イ）入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

（ウ）件名が上記２（１）で示したものと異なる入札書

（エ）件名及び入札金額の記載のない入札書

（オ）入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

（カ）その他記載事項が不備又は判読できない入札書

ケ 明らかに連合によると認められる入札書

コ 資格審査の申請を行った者から、資格審査の終了前に開札時まで資格を有すると認められることを条件として入札書を提出された場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書

サ その他入札に関する条件に違反した入札書

（５）入札金額と入札書の内訳金額の合計金額が符合しない場合

入札金額と入札書の内訳金額の合計金額が符合しないときは、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、落札者は、内訳金額を直ちに入札金額に基づいて補正しなければならない。

7 秩序の維持

（１）「独占禁止法」の厳守等

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札

意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

8 開札

(1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、契約責任者又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

(5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、予定価格に最も近い入札者と随意契約（見積合わせ）に移行するので見積書も複数枚用意しておくこと。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、くじを引く順番はじゃんけんにより決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のな

い職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(2) 落札決定の取消し

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、機構が正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

ア 落札者が、機構から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記6（5）の規定により入札書の補正をしないとき。

10 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書には落札者が作成した契約金額内訳書を添付するものとする。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ただし、契約書を作成するための電子データは、機構から交付する。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア 本件は数量を予定とする契約であり、履行完了後、確定した数量に単価を乗じて算出した額をもって支払金額とする。

イ 支払方法及び支払場所等

銀行振込による届出金融機関口座

ウ 支払時期等

契約の履行を完了し、検査に合格し、適法な支払請求書を受理したときは、原則、毎月10日までに受け付けたものについては、当月の25日（25日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 入札者は、機構が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札書説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

入札に参加される方へ

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構における物品等調達に係る入札等参加停止について

入札等の参加停止

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「当機構」といいます。）は、物品の買入、製造及び借入れ並びに役務の提供等に係る契約の適正かつ円滑な履行を確保するために、不正行為、不法行為、又は契約上の義務違反等があった有資格者（競争入札に参加することができる資格を有する者（その代理人、使用人を含みます。）を、当機構の契約相手方として不適当であると認めた場合には、競争入札への参加を制限することとしています。

参加停止の措置要件、業種及び期間

有資格者に対して参加停止を行う措置要件と、その措置要件に対応する業種及び期間は、別表第1各号及び別表第2各号（以下「別表各号」という。）のとおりです。

参加停止期間の特例

- 1 有資格者が別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに対応する期間を加算した期間を参加停止期間とします。ただし、同期間は、24か月を超えません。
- 2 有資格者が参加停止期間中であるとき、又は有資格者が参加停止の期間満了から2か年を経過しないときに、別表各号のいずれか1つの措置要件に該当したときは、当該措置要件に対応する最も長期の期間を参加停止期間とします。ただし、同期間は、24か月を超えません。
- 3 参加停止期間中の有資格者について、参加停止の措置要件に対する是正・改善措置が行われたことが書面により提出され、当機構の契約相手方として適当であると明らかに認められるときは、参加停止を解除し、又は参加停止期間を短縮することがあります。
- 4 参加停止を受けた有資格者は、当該参加停止期間内に、参加停止を受ける入札等がない場合は、その期間を経過後、最初に参加停止を受ける入札等が行われるまでの期間を参加停止期間とします。

有資格者への通知等

- 1 有資格者に対する参加停止、又は参加停止の期間短縮を行ったときは、当機構から、その旨を書面にて通知します。
- 2 参加停止等を行った場合、必要に応じて当該有資格者から改善措置の報告を求められます。

随意契約の相手方の制限

原則として、参加停止期間中の有資格者を随意契約の相手方にしないこととしています。

指名の取消し

指名競争入札において指名されている者が入札執行前に参加停止の要件に該当することとなった場合は、当該指名を取り消すこととしています。

参加停止に至らない場合の措置

参加停止に至らない場合においても必要があると認めるときは、有資格者に対して、書面又は口頭により警告し、又は注意することがあります。

参加停止の公表

参加停止に係る有資格者の商号又は名称、所在地、代表者名又は受任者氏名、参加停止の期間及び理由を公表することがあります。

参加停止の措置基準（別表第1）

| 措置要件 | 範囲 | |
|--|-----|-----------------------|
| | 業種 | 期間 |
| 1 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 |
| 2 公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき | | |
| 3 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは契約の履行を妨げた者 | | |
| 4 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者 | | |
| 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 | | |
| 6 その他、当機構に損害を与えた者 | | |
| 7 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者 | | |

別表第1以外の事案による参加停止の措置基準（別表第2）

| 措置要件 | 範囲 | |
|--|-----------------|--|
| | 業種 | 期間 |
| 1 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否があったとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 |
| 2 契約の履行に際して知り得た当機構の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 |
| 3 承認の得ないまま、契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させたとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 |
| 4 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の一部又は全部を解除したとき | 全業種 | 【全部解除のとき】 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 【一部解除のとき】 参加停止を決定した日の翌日から12か月以内 |
| 5 当機構の職員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から24か月以内 |
| 6 当機構以外の機関の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から6か月以内 |
| 7 業務に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、当機構が発注する物品等の調達に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき（別表第1第2号を除く。） | 全業種 | 参加停止を決定した日の翌日から12か月以内 |
| 8 契約の履行遅滞があり、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき（納期の猶予を認めた場合に限る。） | 当該業種 | 参加停止を決定した日の翌日から3か月以内（付表） |
| 9 検査不合格のとき、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合に限る。） | 当該業種 | 参加停止を決定した日の翌日から3か月以内 |
| 10 隠れた瑕疵が発見された物品等を納入した者で、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき | 当該業種 | 参加停止を決定した日の翌日から6か月以内 |
| 11 契約解除できる義務違反が相手方にあり、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき | 当該業種 | 参加停止を決定した日の翌日から3か月以内 |
| 12 第1号から第11号以外で、入札説明書又は入札者注意書、契約書の定め違反した行為があり、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき | 当該業種 | 参加停止を決定した日の翌日から2か月以内 |
| 13 第1号から第12号に該当する当機構との契約に係る事案であり、それが社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき | 第1号から第12号に準ずる業種 | 第1号から第12号に準ずる期間 |

| | | |
|--|-----------------|--------------------------|
| 14 第1号から第12号に該当する当機構以外の機関との契約に係る事案であり、それが社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に当該基準により措置する必要があると認められるとき | 第1号から第12号に準ずる業種 | 第1号から第12号に準ずる期間とし、12か月以内 |
|--|-----------------|--------------------------|

- (1) 業種とは、競争参加者の資格審査について定めた「調達する物品等の種類（営業品目）」をいう。
(2) 全業種とは、参加停止の措置を受ける有資格者が持つ「資格の種類」及び「調達する物品等の種類（営業品目）」のすべてをいう。
(3) 当該業種とは、参加停止の原因となった契約に係る業種をいう。

【付表】 履行遅滞日数別の範囲（別表第2第9号関連）

| 措置要件 | 範囲 | |
|--------------------|------|--------|
| | 業種 | 期間 |
| 遅滞日数 21 日以上 | 当該業種 | 3 か月以内 |
| 遅滞日数 11 日以上 20 日以内 | | 2 か月以内 |
| 遅滞日数 10 日以内 | | 1 か月以内 |

独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴う御協力をお願い

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
ア 3分の1以上2分の1未満 イ 2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）